東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部改正について（案）

現　　行	改　　正　（案）
（趣旨） 第１条　この規程は，東京学芸大学（以下「本学」という。）における学術研究及び国際交流を推進するため，本学において研究活動に従事する外国人の研究者（国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第30条の３の勤務の契約による者を除く。以下「外国人研究者」という。）を受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。 ２　前項に規定する外国人研究者には，日本国籍を有し，外国に相当期間在住している者を含む。 （受入資格） 第２条　外国人研究者として受け入れることができる者は，次の各号に掲げる者で，原則として大学の教授，助教授，講師又は助手に相当する身分を有する者とする。 (1) 日本学術振興会業務方法書に基づく外国人研究者 (2) 国際交流基金業務方法書に基づく外国人研究者 (3) 日本国際教育協会帰国外国人留学生短期研究制度実施要項に基づく外国人研究者 (4) 外国政府，国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者 (5) 外国人受託研修員制度実施要項に基づく外国人受託研修員 (6) 前各号に掲げる者のほか，本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる者で大学卒業後，大学院修了後の研究業績又は研究実績のあるもの 〔省略〕 （受入申請） 第４条　第２条第１号から第５号までに規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，選考の上，当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申請するものとする。 ２　第２条第６号に規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて，受入れを希望する日の２月前までに，学長に申請しなければならない。 (1) 外国人研究者調書 (2) 受入教官の外国人研究者受入れに関する申立書 (3) 在職証明書 (4) 所属機関の推薦書又は許可書 (5) 身分に関する証明書（受入予定研究員の職が大学の教授，助教授，講師及び助手以外の場合のみ，その職が大学教員の何に相当するか判断できるもの） （受入許可）	（趣旨） 第１条　この規程は，東京学芸大学（以下「本学」という。）における学術研究及び国際交流を推進するため，本学において研究活動に従事する外国人の研究者（雇用契約による者を除く。以下「外国人研究者」という。）を受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。 ２　前項に規定する外国人研究者には，日本国籍を有し，外国に相当期間在住している者を含む。 （受入資格） 第２条　外国人研究者として受け入れることができる者は，次の各号に掲げる者で，原則として大学の教授，助教授，講師又は助手に相当する身分を有する者とする。 (1) 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく外国人研究者 (2) 独立行政法人国際交流基金業務方法書に基づく外国人研究者 (3) 独立行政法人日本学生支援機構帰国外国人留学生短期研究制度募集要項に基づく外国人研究者 (4) 外国政府，国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者 (5) 本学における国際交流を促進し，開発途上国の学術・文化の振興に資するため独立行政法人国際協力機構から申請のあった開発途上国からの研修員 (6) 前各号に掲げる者のほか，本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる者で大学卒業後，大学院修了後の研究業績又は研究実績のあるもの 〔省略〕 （受入申請） 第４条　第２条第１号から第５号までに規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，選考の上，当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申請するものとする。 ２　第２条第６号に規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて，受入れを希望する日の２月前までに，学長に申請しなければならない。 (1) 外国人研究者調書 (2) 受入教員の外国人研究者受入れに関する申立書 (3) 在職証明書 (4) 所属機関の推薦書又は許可書 (5) 身分に関する証明書（受入予定研究員の職が大学の教授，助教授，講師及び助手以外の場合のみ，その職が大学教員の何に相当するか判断できるもの） （受入許可）

第５条　学長は，外国人研究者の受入れについては，部局長会の意見を徴して決定するものとする。
２　学長は，前項の規定により外国人研究者の受入れを承認したときは，別紙様式２により申請者に通知するものとする。
（受入教官）
第６条　部局の長は，外国人研究者の受入れに当たっては，受入教官を定めるものとする。

（施設等の利用）
第７条　外国人研究者は，受入教官及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を利用することができる。

第８条　〔省略〕

第９条　〔省略〕

第１０条　〔省略〕

第１１条　〔省略〕

別紙様式１

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

第５条　学長は，外国人研究者の受入れについて決定し，別紙様式２により申請部局の長に通知する。
２　学長は，前項の決定に当たり，部局長会の意見を徴することができる。

（受入教員）
第６条　部局の長は，外国人研究者の受入れに当たっては，受入教員を定めるものとする。
（研究料等）
第７条　第２条第１号から第４号までに規定する外国人研究者の研究料等は，当該制度の定めによるものとし，同条第５号に規定する研修員（この条において「研修員」という。）の研修料は，次の表に定めるところによる。

研修期間	研修料（消費税相当額を含む。）
１月	226，000円

２　研修員の受入れを許可したときは，当該年度に属する研修期間に応じた研修料を独立行政法人国際協力機構から直ちに徴収するものとし，当該年度を超えて許可している場合の翌年度以降に係る研修料は，翌年度の当初に徴収するものとする。
３　研修員の研修期間が延長となる場合は，その期間に応じた研修料を徴収するものとする。
４　既納の研究料又は研修料は返還しない。
（施設等の利用）
第８条　外国人研究者は，受入教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を利用することができる。

第９条　〔省略〕

第１０条　〔省略〕

第１１条　〔省略〕

第１２条　〔省略〕

別紙様式１

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

部局の長　　印

外国人研究者の受入れについて（申請）

下記の者を外国人研究者として受け入れたいので，必要な書類を添付して申請します。

記

1　氏　　名

2　所属機関

3　受入期間

4　受入学科（研究室）名

5　受入教官

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

殿

東京学芸大学長　　印

外国人研究者の受入れについて（通知）

平成　　年　　月　　日で申請のことについて，下記の条件を付して許可します。

記

1　氏　　名

2　所属機関

部局の長　　印

外国人研究者の受入れについて（申請）

下記の者を外国人研究者として受け入れたいので，必要な書類を添付して申請します。

記

1　氏　　名

2　所属機関

3　受入期間

4　受入講座（分野）名

5　受入教員

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

殿

東京学芸大学長　　印

外国人研究者の受入れについて（通知）

平成　　年　　月　　日で申請のことについて，下記の条件を付して許可します。

記

1　氏　　名

2　所属機関

3　受入期間　　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日 4　受入学科（研究室）名 5　許可条件	3　受入期間　　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日 4　受入講座（分野）名 5　許可条件 附　則 1　この規程は，平成16年４月１日から施行する。 2　この規程施行の際，現に本学の研究者である外国人は，この規程により受け入れた者とみなす。